砂防法について
～砂防法は自然災害から下流域のくらしを守る法律です～

令和6年7月19日
静 岡 県 砂 防 課

1　砂防法の目的

豪雨等で流域内の自然の斜面の崩壊や渓岸が侵食されて発生する土砂が流水と一緒に流れる土石流、いわゆる**「自然災害」から、下流域の住宅地や避難所等の公共的建物、緊急輸送路や鉄道等の交通インフラ等の被害を防止、軽減を図ること**を目的としています。

2　砂防指定地

自然災害から下流域のくらしを守るため、土石流が発生するおそれのある荒廃した斜面や渓流を砂防指定地に指定し、**自然災害に備えて砂防堰堤などの設備を整備**するほか、**自然災害の発生を助長しないよう**、切土や盛土、水を流す等の行為について県知事の許可を必要とするよう**行為を制限**します。

指定に当たっては、自然災害防止の観点が不可欠であり、開発の抑制を目的に砂防指定地に指定することはありません。

3　盛土の災害防止と砂防の関係

前述のとおり、砂防法は自然災害から県民の命や財産を守る法律であるため、砂防事業は、盛土等の開発で造成された**人工物から流出する土砂は、対策の対象としておらず、適正な開発へ誘導する土地利用に関する諸制度に委ねています。**

したがって、不適切な盛土からの土砂流出のおそれに対して砂防指定地に指定し、施設の整備や行為の制限対策を行うことはありません。

（参考） 盛土の災害防止について

一般的には、盛土が行われる場合、その盛土が行われる場所に応じて、それぞれの目的を持った土地利用制度に基づく法規制が設けられており、その法目的に応じた適切な土地利用の観点から規制がされるものです。しかし、既存の各種土地利用制度による規制では熱海土石流のような危険な盛り土による災害を防げなかったことから、**新たな法制度（盛土等規制法や県盛土等規制条例）が制定**されました。